

# 平成31年度（2019年度）各部局戦略計画

部局名：健康福祉部

部局長名：赤井 稔

## 1 重点取組方針

|     |   |
|-----|---|
| (1) | 超高齢、人口減少社会に対応した「エイジフレンドリーシティ」の取組を推進します                            |
| (2) | 「地域包括ケアシステム」構築に向けて取り組みます  |
| (3) | 障害（がい）のある人が住み慣れた地域社会の中で、安心して暮らせるため、障害福祉サービスなどの基盤整備を行います           |
| (4) | 健康寿命の延伸、健康格差の縮小に向けて取り組みます   |
| (5) | 「最後のセーフティネット」である生活保護制度を適切に実施するとともに、生活困窮者への包括的かつ継続的な相談支援体制の充実を図ります |

## 2 重点取組事項

| No. | 重点取組事項                             | 具体的な取組内容  |
|-----|------------------------------------|---|
| (1) | 地域で誰もが活躍できるお互いさまがあふれるまちづくりの推進      | <ul style="list-style-type: none"> <li>• お互いさまがあふれるまち宝塚を目指し、市民とともに居場所づくりや人材バンク、情報発信などについて住民参加型の地域活動の取組を支援するとともに、エイジフレンドリーシティ行動計画に即した部局横断的な取組を進める。</li> </ul>  |
| (2) | 医療と介護と福祉の連携体制の充実                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 現在3つの若葉を育てる会など市内専門職種による自発的な勉強会が多数あることから、今後それらの取組を継続的かつ安定的、効果的に運用できるよう（仮称）医療介護福祉連携協議会を設置し、医療介護福祉の連携課題を多職種により検討、解決できる体制を整える。</li> <li>• 病院で治療を終えてもすぐには在宅に戻れない方が増えていることから、医療と介護、福祉の連携体制を強化する。</li> <li>• 日常的に寄せられる住民からの多数の相談事案を基に、今後増大する医療介護の専門職種と行政の福祉分野との連携課題を的確に分析する。併せて、行政の分野横断的な相談支援体制の在り方を検討し、特定分野だけでは支えきれない複合事案に対する対応機能を強化する。</li> </ul> |
| (3) | 障害（がい）者の生活の場の確保や就労支援を含む障害福祉サービスの充実 | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 市民福祉金の代替策として整備を予定している障害（がい）者のための総合的な施設について、自立支援協議会や当事者団体等の意見を踏まえて、整備計画案を固める。また、就労支援の充実を図るために、利用者の工賃の上昇に繋がる共同受注窓口設置のため費用面を含めた支援を行う。</li> <li>• 地域生活支援拠点の整備に向け、自立支援協議会や当事者団体等の意見交換を踏まえて、整備の方向性や仕組みの決定を行う。</li> </ul>   |

|     |                             |   |
|-----|-----------------------------|---|
| (4) | 健康意識の向上とライフステージに応じた健康づくりの推進 | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 平成30年度（2018年度）に策定した、健康たからづか21（第2次後期計画）に基づき、保健事業を実施する。</li> <li>• 重複服薬や多剤服薬を防止するため、65歳以上の宝塚市国民健康保険被保険者を対象として、服薬適正化勸奨事業に取り組む。</li> <li>• 石綿ばく露に関する健康不安に対応するため、国が実施する、「石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査」に参加する。</li> <li>• 健康格差対策の一環として、生活保護受給者の生活習慣病予防・重症化予防のための健康管理支援事業の実施に向けて、基本健康診査の受診勧奨や保健指導に取り組む。</li> <li>• 安心して子どもを産み、育てることができるよう、新生児聴覚検査、産婦健診、産後ケアの実施に向けて検討する。</li> </ul> |
| (5) | 生活保護制度及び生活困窮者自立制度の適切な実施     | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 支援が必要な人に対し、確実に保護を実施するとともに、就労支援プログラム等の活用により生活保護からの脱却・自立促進を推進する。</li> <li>• 生活保護法改正による被保護者健康管理支援事業の創設に対応するため、レセプトデータの分析により、頻回受診・重複受診等の適正受診指導対象者や、生活習慣病の重症化予防等、健康管理支援対象者を抽出し、対象者に対して指導・援助を行い、医療扶助の適正化を推進する。</li> <li>• 複合的な課題を抱え、制度の狭間に置かれた生活困窮者に対し、包括的かつ継続的な相談支援体制を強化するとともに、生活困窮者の早期発見、早期支援に向け、庁内や関係機関との連携体制を強化する。</li> </ul>                                      |